

九重町認知症高齢者等 個人賠償責任保険事業開始のお知らせ

1) 九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険とは

認知症の方が他人にケガをさせたり他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償を負った場合に、保険金の支払いを受けることができます。

保険料全額を九重町が負担するため被保険者の自己負担はありません。

～このような場合に保険金が支払われます～

- ・他人の敷地に侵入し、育てている農作物等を荒らしてしまった。
- ・他人の車をたたく等して傷をつけてしまった。
- ・シニアカーで歩行者と衝突してケガを負わせてしまった。
- ・スーパーコンビニなどで、店の商品や備品を壊してしまった。

2) 保険加入の対象になる人

この保険加入は、次の条件を満たす方が対象となります。

- ・ 九重町高齢者等SOSネットワークに事前登録されている40歳以上の方
- ・ 九重町に居住している方
- ・ 本人が在宅生活（※1）している方
- ・ 要介護認定を受けており認知症高齢者の「日常生活自立度」がⅡa以上の方または、医師の診断により加入が必要と認められる方

（※1）施設等で生活している人は、この保険の対象外となります。

施設等とは、次のとおりです。

- ① 介護保険制度における施設サービス及び居住系サービスを利用している方
 - ・ 施設サービス
「介護老人福祉」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「介護医療院」
「地域密着型介護老人福祉施設」
 - ・ 居住系サービス
「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入居者生活介護」
- ② 医療法に規定する病院又は診療所に入院している方
- ③ 次のいずれかの社会福祉施設に入所している方
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設等に入所している方
 - ・ 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設に入所している方
 - ・ 老人福祉法に規定する養護老人ホームに入所している方

3) 加入申込み

令和2年5月1日から加入申込の受付を開始します。次の書類を町健康福祉課まで提出してください。町で加入要件の確認を行い、加入申請の結果通知書をお送りします。

- ① 九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書
- ② 九重町高齢者等SOSネットワーク事前登録票の控え
- ③ 診断書（介護認定の状況により「認知症高齢者の日常生活自立度」が確認できる場合は不要です。

※ 必ず高齢者等SOSネットワークの事前登録を行ってください。保険事業のみの加入はできません。

4) 補償内容

個人賠償責任保険（上限1億円）

壊してしまった物を弁償または修理する費用、ケガを負わせてしまった相手の治療費や慰謝料、休業補償などが支払われます。

また、弁護士が必要になった場合の弁護士費用、さらに裁判になった場合は裁判費用も併せて支払われます。

5) 連絡・問い合わせ先

九重町役場 健康福祉課

（所在地）〒879-4895 九重町大字後野上8番地の1

（電話）0973-76-3821

（FAX）0973-76-3840

